

【ソニーカード会員規約】

変更箇所および変更内容(新旧対比)

新	旧
<p>会員は、<u>ソニー銀行株式会社</u>(以下「<u>会社</u>」といいます。)<u>が定めるクレジットカード会員規約</u>(この規約に付帯して別に定める規約、規定および特約を含みます。以下「<u>本規約</u>」といいます。)<u>に従い、<u>会社</u>が発行するソニーカード</u>(以下「<u>カード</u>」といいます。)<u>を利用することができます。</u></p>	<p>会員は、<u>本規約</u>(本規約に付帯して別に定める規約、規定および特約を含みます。以下<u>同じ</u>。)<u>に従い、<u>株式会社ソニーファイナンスインターナショナル</u>(以下「<u>会社</u>」といいます。)<u>が発行するソニーカード</u>(以下「<u>カード</u>」といいます。)<u>を利用することができます。</u></u></p>
<p>第5条(規約の変更、承認) 会社は、本規約を変更することがあります。この場合、会社は、会員に対して、変更内容または新会員規約を通知いたします。通知後、会員がカードを利用されたときは、会社は、会員が当該変更内容または新会員規約を承認されたものとみなすものとします。</p>	<p>第5条(規約の変更、承認) 会社は、本規約を変更することがあります。この場合、会社は、会員に対して、変更内容または新会員規約を通知いたします。通知後、会員がカードを利用されたときは<u>または会社の通知発送後30日以内に会員が特段のお申し出をされないときは</u>、会社は、会員が当該変更内容または新会員規約を承認されたものとみなすものとします。</p>
<p>第6条(カードの貸与と取扱い) 1.~3.(省略) 4. 会員が前3項のいずれかに違反し、その違反によりカードが不正に利用された場合、会員は、<u>カードの不正利用</u>によるカードご利用代金等のすべてについて支払いの責任を負担していただきます。 5.(省略)</p>	<p>第6条(カードの貸与と取扱い) 1.~3.(省略) 4. 会員が前3項のいずれかに違反し、その違反によりカードが<u>他人に不正に</u>利用された場合、会員は、<u>他人のカード不正利用</u>によるカードご利用代金等のすべてについて支払いの責任を負担していただきます。 5.(省略)</p>
<p>第7条(カードの有効期限) 1.~5.(省略) 6. <u>会社は、カードが第三者に不正に利用されているまたはそのおそれがあると判断した場合、会員に通知のうえカードを無効とし、新たなカードを発行することができるものとします。この場合、会員は、会社が行う不正利用等に関する調査等に協力するものとします。</u></p>	<p>第7条(カードの有効期限) 1.~5.(省略) (新設)</p>

第8条(暗証番号)

1. カードの暗証番号(以下「暗証番号」といいます。)は、会社が指定した入会申込方法による場合を除き、会社が定めて会員に通知いたします。会社が指定する入会申込方法において、会員に暗証番号をご指定いただく場合には、会社が定める指定禁止番号を暗証番号とすることはできません。その場合、会社は会社が決定した任意の番号を会員のカードの暗証番号として登録することができるものとします。

2. カードの暗証番号を変更する場合、会員はカードに蓄積されたエディを使い切った後、会社が定める手続に従い、会社にお申し出いただくものとします。この場合、会員は、会社が別途定める再発行手数料を支払うものとします。なお、暗証番号変更手続に際してエディが蓄積されたままでカードが返却された場合、会社は当該エディを第26条第1項の定めに従い取り扱うものとします。

旧 3.(削除)

3. 会員は、暗証番号を他人に知られることのないように、十分かつ細心の注意をはらって管理していただくものとします。カード利用にあたり、暗証番号が使用されたときは、会員ご本人によって使用されたものとみなします。万一他人によって使用された場合、会員が会社に対して会員によるカードおよび暗証番号の管理に落ち度がなかったことを証明するとともに、会員が会社の求める調査に協力していただき、調査の結果、会員によるカードおよび暗証番号の管理に落ち度がなかったにもかかわらず他人に

第 8 条(暗証番号)

1.カードの暗証番号(以下「暗証番号」といいます。)は、会社が指定した入会申込方法による場合を除き、会社が定めて会員に通知いたします。会社が指定する入会申込方法において、会員に暗証番号をご指定いただく場合には、会社が定める指定禁止番号を暗証番号とすることはできません。

2.暗証番号の変更には、会社に対するカードの返却等会社の定める手続が必要です。なお、エディ搭載カードの場合にはエディを使い切った後にお申し出ください。会社は、暗証番号変更手続完了後、会社が定めた暗証番号を会員に通知するとともに、当該暗証番号を設定したカードを再発行いたします。会員は、カード受領後直ちに、第6条第1項に定める確認、署名を行なうものとします。

3.会員は、暗証番号変更の場合、会社が別途定めるカード再発行手数料を支払っていただくものとします。

4. 会員は、暗証番号を他人に知られることのないように、十分かつ細心の注意をはらって管理していただくものとします。カード利用にあたり、暗証番号が使用されたときは、会員ご本人によって使用されたものとみなされます。万一他人によって使用された場合、会員が会社に対してカードおよび暗証番号の管理に落ち度がなかったことを証明するとともに、会社の求める調査に協力していただき、調査の結果、会員によるカードおよび暗証番号の管理に落ち度がな

<p>よる不正利用が発生したと会社が認めた場合を除き、これによって生じた一切の債務は、会員に負担していただくものとします。</p> <p>4.(省略)</p>	<p>かったにもかかわらず他人による不正利用が発生したと会社が認めた場合を除き、これによって生じた一切の債務は、会員に負担していただくものとします。</p> <p>5.(省略)</p>
<p>第 10 条(カードの利用枠)</p> <p>1.~6.(省略)</p> <p>7.会社は、会員とのお取引状況などを考慮のうえ、会社が必要と認めた場合には、法令に特段の定めがある場合を除き、会員に対する特段の通知を行うことなく、本条に定める利用枠を、増額あるいは減額することができるものとします。なお、増額変更について会員から異議のお申し出をいただいた場合には、会社はこれを行わないものとします。</p> <p><u>8. 会員は、カード利用枠内であっても、現金を得ることを目的とした商品・サービスの購入などに、カードを利用してはならないものとします。</u></p>	<p>第 10 条(カードの利用枠)</p> <p>1.~6.(省略)</p> <p>7.会社は、会員とのお取引状況などを考慮のうえ、会社が必要と認めた場合には、法令に特段の定めがある場合を除き、会員に対する特段の通知を行うことなく、本条に定める利用枠を、<u>直ちに</u>増額あるいは減額することができるものとします。なお、増額変更について会員から異議のお申し出をいただいた場合には、会社はこれを行わないものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第12条(カードの再発行)</p> <p>会社は、会員に対して、原則としてカードの再発行を行わないものとします。ただし、カードの紛失・盗難・毀損・汚損・滅失または暗証番号の誤使用による<u>接触 IC 機能の停止等</u>の事由で会社が承認した場合には、カード再発行手数料をお支払いいただくことによりカードを再発行いたします。なお、カードの機能不良による場合には、会社が別に定める手続きによるものとします。</p>	<p>第 12 条(カードの再発行)</p> <p>会社は、会員に対して、原則としてカードの再発行を行わないものとします。ただし、カードの紛失・盗難・毀損・汚損・滅失または暗証番号の誤使用による IC 機能の停止等の事由で会社が承認した場合には、カード再発行手数料をお支払いいただくことによりカードを再発行いたします。なお、カードの機能不良による場合には、会社が別に定める手続きによるものとします。</p>
<p>第14条(会員に生じた損害のてん補)</p> <p>1.前条第1項の定めにかかわらず、会員が前条第2項の会社への通知ならびに警察署への届出をすみやかに行った場合で、<u>第3項に定める事由に該当していない場合は、</u>会社は、本条</p>	<p>第 14 条(会員に生じた損害のてん補)</p> <p>1.前条第 1 項の定めにかかわらず、会員が前条第 2 項の会社への通知ならびに警察署への届出をすみやかに行った場合は、会社は、本条にもとづき、他人によるカードの不正利用(エ</p>

<p>にもとづき、他人によるカードの不正利用(エディ搭載カードの場合、エディの不正利用は除きます。以下同じ。)にもとづき会員が負担する債務についての会員の損害をてん補するものとします。</p> <p>2.(省略)</p> <p>3.①~⑤(省略)</p> <p>⑥カードショッピング取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害である場合(第8条第3項に定める免責の場合を除く)</p> <p>⑦~⑩(省略)</p> <p>4.~6.(省略)</p>	<p>ディ搭載カードの場合、エディの不正利用は除きます。以下同じ。)にもとづき会員が負担する債務についての会員の損害をてん補するものとします。</p> <p>2.(省略)</p> <p>3.①~⑤(省略)</p> <p>⑥カードショッピング取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害である場合(第8条第4項に定める免責の場合を除く)</p> <p>⑦~⑩(省略)</p> <p>4.~6.(省略)</p>
<p>第15条(カード利用の一時停止、カードの回収)</p> <p>1.会社は、会員がつぎのいずれかに該当した場合には、会員にその旨通知することなく、カードショッピング取引等の全部またはいずれかの利用を一時的にお断りすることがあります。</p> <p>①~⑤(省略)</p> <p>2.会社は、会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合またはカードの利用状況に不正利用の疑いその他不審な事項がある場合には、会員にその旨通知することなく、カードショッピング取引等の全部またはいずれかを一時的に停止し、もしくは、加盟店や現金自動預払機(以下「ATM等」といいます。)等を通じてカード(エディ搭載カードでエディの未使用残高がある場合にはそのエディとともに)の回収を行うことができるものとします。なお、会員は、加盟店からカードの回収の要請があったときは異議なくこれに応じるものとし、また、ATM等によるカードの回収(エディ搭載カードの場合、未使用のエディの回収を含みます。)に対して、会社に異議を申立てないものとします。</p>	<p>第15条(カード利用の一時停止、カードの回収)</p> <p>1.会社は、会員がつぎのいずれかに該当した場合には、会員にその旨通知することなく、カードショッピングの利用を一時的にお断りすることがあります。</p> <p>①~⑤(省略)</p> <p>2.会社は、会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合またはカードの利用状況に不正利用の疑いその他不審な事項がある場合には、会員にその旨通知することなく、カードショッピングを一時的に停止し、もしくは、加盟店や現金自動預払機(以下「ATM等」といいます。)等を通じてカード(エディ搭載カードでエディの未使用残高がある場合にはそのエディとともに)の回収を行うことができるものとします。なお、会員は、加盟店からカードの回収の要請があったときは異議なくこれに応じるものとし、また、ATM等によるカードの回収(エディ搭載カードの場合、未使用のエディの回収を含みます。<u>なお、回収された未使用のエディについては、会員の会社に対する債務への充当等によ</u></p>

<p>3.(省略)</p>	<p><u>り清算するもの</u>とします。)に対して、会社に異議を申立てないものとします。</p> <p>3.(省略)</p>
<p><u>第16条(入会後の再審査等)</u></p> <p>1. <u>会社は会員のカード利用枠等の管理のため、定期、不定期あるいは法令等の定めにより、会員の再審査を行うもの</u>とします。この場合、<u>会員は、会社の求めに応じて、会社所定の調査票、法令等に定める資料、情報等の提出あるいは申告等を行っていただきます。</u></p> <p>2. <u>前項に定める調査票、資料、情報等の提出、申告等に応じていただけない場合や会社の再審査の結果により、会社はカード利用枠を減額あるいはカード利用を停止することができるもの</u>とします。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第17条(付帯サービス等)</u></p> <p>1.~2.(省略)</p> <p>3.<u>会員は、付帯サービスを利用いただけない場合のあること、また会社が必要と認めるときには付帯サービスおよびその内容を変更する場合のあることを、あらかじめ承諾</u>します。</p> <p>4. <u>会員は、第25条により会社から会員資格の取消しを受けたとき、または第26条による退会手続きをとられたときは、付帯サービスを利用することはできないもの</u>とします。</p>	<p><u>第16条(付帯サービス等)</u></p> <p>1.~2.(省略)</p> <p>3.<u>会員は、付帯サービスを利用できない場合のあること、また会社が必要と認めるときには付帯サービスおよびその内容を変更する場合のあることを、あらかじめ承諾</u>します。 4.<u>会員は、第24条により会社から会員資格の取消しを受けたとき、または第25条による退会手続きをとられたときは、付帯サービスを利用することはできないもの</u>とします。</p>
<p><u>第18条(お支払い口座および支払い日)</u></p> <p>1. <u>会員は、カードご利用代金等を、会員が指定した金融機関(ゆうちょ銀行を含みます。以下同じ。)の会員名義の預金口座(ゆうちょ銀行の場合は、通常貯金。以下「お支払い口座」といいます。)から口座振替(ゆうちょ銀行の場合は、自動払込み。)の方法で、会社にお支払いいただきます。なお、会員に指定していただく金融機関は、<u>会社が口座振替事務を委託する</u></u></p>	<p><u>第17条(お支払い口座および支払い日)</u></p> <p>1.<u>会員は、カードご利用代金等を、会員が指定した金融機関(ゆうちょ銀行を含みます。以下同じ。)の会員名義の預金口座(ゆうちょ銀行の場合は、通常貯金。以下「お支払い口座」といいます。)から口座振替(ゆうちょ銀行の場合は、自動払込み。)の方法で、会社にお支払いいただきます。なお、会員に指定していただく金融機関は、<u>会社と提携する金融機関に限らせ</u></u></p>

<p>収納代行業者が提携する金融機関に限らせていただきます。</p> <p>2.~3.(省略)</p> <p>4. 前項の定めにかかわらず、会員が、書面による利用代金明細書の交付を希望された場合には、会社は、会社が会員に通知した日以降、お支払い日の前日までに、会員の届出住所宛に利用代金明細書を送付いたします。会員は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後10日以内に会社に対してお申出いただくものとします。</p>	<p>ていただきます。</p> <p>2.~3.(省略)</p> <p>4.前項の定めにかかわらず、会員が、書面による利用代金明細書の交付を希望された場合には、会社は、会社が会員に通知した日以降、お支払い日の前日までに、会員の届出住所宛に利用代金明細書を送付いたします。会員は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後 10 日以内に会社に対してご通知いただくものとします。</p>
<p>第19条(海外利用代金の決済レート等)</p> <p>1. 外国加盟店でのカードご利用代金等は、その利用代金を <u>Visa Worldwide Pte. Limited</u>(以下「<u>Visa</u>」といいます。)の決済センターにおいて集中決済された時点での<u>Visa</u>の指定するレートに、海外取引関係事務処理経費として1.63%を加えたレートで円貨に換算して、会員にご請求いたします。</p> <p>2.(省略)</p>	<p>第18条(海外利用代金の決済レート等)</p> <p>1.外国加盟店でのカードご利用代金等は、その利用代金を <u>Visa インターナショナルサービス アソシエーション</u>(以下「<u>Visa インター</u>」といいます。)の決済センターにおいて集中決済された時点での <u>Visa インター</u>の指定するレートに、海外取引関係事務処理経費として 1.63%を加えたレートで円貨に換算して、会員にご請求いたします。</p> <p>2.(省略)</p>
<p>第20条(ご利用代金の締切日)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 会社と提携したクレジットカード会社および <u>Visa</u>と提携した銀行・クレジットカード会社の加盟店でのカードショッピングご利用代金については、実際のご利用日にかかわらず、会社への債権譲渡手続きまたは立替払手続きが完了した日が当月1日から当月10日までの間である場合には当月10日、当月11日から翌月10日までの間である場合には翌月10日を締切日とします。</p>	<p>第19条(ご利用代金の締切日)</p> <p>1.(省略)</p> <p>2.会社と提携したクレジットカード会社および <u>Visa インター</u>と提携した銀行・クレジットカード会社の加盟店でのカードショッピングご利用代金については、実際のご利用日にかかわらず、会社への債権譲渡手続きまたは立替払手続きが完了した日が当月 1 日から当月 10 日までの間である場合には当月の 10 日、当月 11 日から翌月 10 日までの間である場合には翌月 10 日を締切日とします。</p>
<p>第21条(お支払い口座の残高不足等による再振替等)</p> <p>1.~3.(省略)</p>	<p>第20条(お支払い口座の残高不足等による再振替等)</p> <p>1.~3.(省略)</p>

<p>第22条(支払い金等の充当順位) (省略)</p>	<p>第21条(支払い金等の充当順位) (省略)</p>
<p>第23条(手数料率、利率の変更) (省略)</p>	<p>第22条(手数料率、利率の変更) (省略)</p>
<p>第24条(期限の利益喪失)</p> <p>1. 会員は、つぎのいずれかの事由に該当した場合、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。</p> <p>①～②(省略)</p> <p>旧③(削除)</p> <p>③差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき</p> <p>④破産、再生の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき</p> <p>⑤商品の質入れ、譲渡、賃貸その他会社の所有権を侵害する行為をしたとき</p> <p>⑥第10条第8項に違反したとき</p> <p>⑦(省略)</p> <p>⑧第29条に違反したとき、または第29条により表明および確約した内容が虚偽であることが判明したとき</p> <p>⑨(省略)</p> <p>2.(省略)</p> <p>3. 会員は、前2項の債務の全額をお支払いいただく場合には、会社の指定する金融機関の口座に送金することによりお支払いいただきます。ただし、会社が必要と認めた場合は、第21条第1項のただし書きの定めによりお支払いいただきます。</p>	<p>第23条(期限の利益喪失)</p> <p>1. 会員は、つぎのいずれかの事由に該当した場合、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。</p> <p>①～②(省略)</p> <p>③補助開始、保佐開始、後見開始の審判を受けたとき</p> <p>④差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき</p> <p>⑤破産、再生の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき</p> <p>⑥商品の質入れ、譲渡、賃貸その他会社の所有権を侵害する行為をしたとき (新設)</p> <p>⑦(省略)</p> <p>⑧第28条に違反したとき、または第28条第1項により誓約および確約した内容が虚偽であることが判明したとき</p> <p>⑨(省略)</p> <p>2.(省略)</p> <p>3. 会員は、前2項の債務の全額をお支払いいただく場合には、会社の指定する金融機関の口座に送金もしくは会社に持参してお支払いいただきます。ただし、会社が必要と認めた場合は、第20条第1項のただし書きの定めによりお支払いいただきます。</p>
<p>第25条(会員資格の取消し) (省略)</p>	<p>第24条(会員資格の取消し) (省略)</p>
<p>第26条(退会)</p> <p>1. 会員が退会を希望する場合は、カード(家族カードが発行されている場合は家族カードを含</p>	<p>第25条(退会)</p> <p>1. 会員が退会を希望する場合は、カード(家族カードが発行されている場合は家族カードを含</p>

<p>みます。)を添え、原則として、会社が定める届出用紙により、会社にお申し出いただくものとします(エディ搭載カードの場合は、カードに蓄積されたエディを使い終わった後にお申し出いただくものとします。)。会社が、カードおよび退会届出用紙を受領し、手続きを完了した時に退会とさせていただきます。ただし、退会のお申し出時において、会社に対するカードご利用代金等の債務があるときは、その債務の完済まで、本規約が適用されるものとします。また会社は、<u>エディが蓄積されたままでカードが返却された場合においては、会員がエディ発行者に対し当該エディについての権利を放棄したものとみなし、当該エディの精算手続きは行いません。</u></p> <p>2.~3.(省略)</p>	<p>みます。)を添え、原則として、会社が定める届出用紙により、会社にお申し出いただくものとします(エディ搭載カードの場合は、カードに蓄積されたエディを使い終わった後にお申し出いただくものとします。)。会社が、カードおよび退会届出用紙を受領し、手続きを完了した時に退会とさせていただきます。ただし、退会のお申し出時において、会社に対するカードご利用代金等の債務があるときは、その債務の完済まで、本規約が適用されるものとします。また、返却されたカードがエディ搭載カードの場合、蓄積されたエディについては、精算は行いません。</p> <p>2.~3.(省略)</p>
<p>第27条(公正証書の作成) (省略)</p>	<p>第26条(公正証書の作成) (省略)</p>
<p>第28条(費用の負担) (省略)</p>	<p>第27条(費用の負担) (省略)</p>
<p>第29条(反社会的勢力に関する条項)</p> <p>1. 会員は、①のいずれかに該当し、もしくは②のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止され、または会社の通知によりこのカード取引が解約されても異議を申し立てないこと、また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい会員の責任とすることに同意するものとします。</p> <p>①会社との取引に際し、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</p> <p><1>暴力団 <2>暴力団員 <3>暴力団準構成員</p>	<p>第28条(反社会的勢力に関する条項)</p> <p>1.会員は、会員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体(関係者)、いわゆる総会屋、社会運動標榜団体、政治活動標榜団体その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(以下「反社会的勢力」という)でないことを誓約し、且つ反社会的勢力に属さないことを確約するものとします。</p> <p>2.会員は、つぎの各号に該当する事項を行わないことを確約するものとします。①自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力行為又は脅迫的言辞を用いる等すること ②事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等すること ③自らまたは第三者を利用して、会社の名誉や信用等を毀損し、</p>

<p><u><4>暴力団関係企業</u></p> <p><u><5>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p><u><6>以上の者に準ずる者</u></p> <p><u>②自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。</u></p> <p><u><1>暴力的な要求行為</u></p> <p><u><2>法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u><3>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u><4>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為</u></p> <p><u><5>以上の行為に準ずる行為</u></p> <p><u>2. 会員は、このカード取引の申込にあたって、前項①および②を表明・確約するものとします。</u></p>	<p><u>または毀損するおそれのある行為をすること</u></p> <p><u>④自らまたは第三者を利用して、会社の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること</u></p>
--	---

<p>第<u>30</u>条(合意管轄裁判所) (省略)</p>	<p>第 <u>29</u> 条(合意管轄裁判所) (省略)</p>
<p>第<u>31</u>条(準拠法) (省略)</p>	<p>第 <u>30</u> 条(準拠法) (省略)</p>
<p>第<u>32</u>条(カード加盟店) 会員は、つぎの加盟店において、カードを利用して商品の購入やサービスの提供を受けることができます。なお、会員は、加盟店におけるカード利用に際し、カード番号その他個人情報の窃取、悪用、売上伝票等の偽造・変造等が行われないう十分に注意するものとします。 ①～②(省略) ③<u>Visa</u> と提携した銀行・クレジットカード会社の加盟店</p>	<p>第 <u>31</u> 条(カード加盟店) 会員は、つぎの加盟店において、カードを利用して商品の購入やサービスの提供を受けることができます。なお、会員は、加盟店におけるカード利用に際し、カード番号その他個人情報の窃取、悪用、売上伝票等の偽造・変造等が行われないう十分に注意するものとします。 ①～②(省略) ③<u>Visa インター</u>と提携した銀行・クレジットカード会社の加盟店</p>
<p>第<u>33</u>条(カードの利用手続き) 1.(省略) 2. 郵便・ファックス・電話による加盟店との取引の際の利用手続き 会員は、郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを会社もしくは提携カード会社があらかじめ承認している加盟店との間で取引を行う場合は、カードの提示に代えて、取引の申込み書面に、会員の氏名、カード番号、カード有効期限、<u>セキュリティコード</u>、その他会社にお届けいただいた住所等の個人情報<u>その他の事項</u>を記入のうえ、加盟店に送付していただくか、もしくは電話で加盟店に対して前記事項を告知していただくことにより、その取引によって会員がお支払い義務を負担された代金を、カードでのお支払いとすることができます。 3. オンラインによる加盟店との取引の際の利用手続き 会員は、コンピューター等を利用した通信(オンライン)によって取引を行うことを会社もしくは提携カード会社があらかじめ承認している加盟店との間で取引を行う場合は、カードの提示に代</p>	<p>第 <u>32</u> 条(カードの利用手続き) 1.(省略) 2.郵便・ファックス・電話による加盟店との取引の際の利用手続き 会員は、郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを会社もしくは提携カード会社があらかじめ承認している加盟店との間で取引を行う場合は、カードの提示に代えて、取引の申込み書面に、会員の氏名、カード番号、カード有効期限、その他会社にお届けいただいた住所等の個人情報を記入のうえ、加盟店に送付していただくか、もしくは電話で加盟店に対して前記事項を告知していただくことにより、その取引によって会員がお支払い義務を負担された代金を、カードでのお支払いとすることができます。 3.オンラインによる加盟店との取引の際の利用手続き 会員は、コンピューター等を利用した通信(オンライン)によって取引を行うことを会社もしくは提携カード会社があらかじめ承認している加盟店との間で取引を行う場合は、カードの提示に代</p>

<p>えて、会員の氏名、カード番号、カード有効期限、セキュリティコード、その他会社にお届けいただいた住所等の個人情報<u>その他の事項</u>をオンラインによって加盟店に送信していただくことにより、その取引によって会員がお支払い義務を負担された代金を、カードでのお支払いとすることができます。ただし、会員の氏名、カード番号・カード有効期限等をオンラインで送信することにより生じる危険(他人による傍受など)および損害(他人に傍受されたカード番号などによるカードの不正利用など)は、原則として会員に負担していただきます。</p> <p>4.(省略)</p>	<p>えて、会員の氏名、カード番号、カード有効期限、セキュリティコード、その他会社にお届けいただいた住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送信していただくことにより、その取引によって会員がお支払い義務を負担された代金を、カードでのお支払いとすることができます。ただし、会員の氏名、カード番号・カード有効期限等をオンラインで送信することにより生じる危険(他人による傍受など)および損害(他人に傍受されたカード番号などによるカードの不正利用など)は、原則として会員に負担していただきます。</p> <p>4.(省略)</p>
<p>第<u>34</u>条(カードの利用承認) (省略)</p>	<p>第<u>33</u>条(カードの利用承認) (省略)</p>
<p>第<u>35</u>条(債権譲渡等の承諾) (省略)</p>	<p>第<u>34</u>条(債権譲渡等の承諾) (省略)</p>
<p>第<u>36</u>条(商品の所有権留保) (省略)</p>	<p>第<u>35</u>条(商品の所有権留保) (省略)</p>
<p>第<u>37</u>条(利用代金の支払区分) (省略)</p>	<p>第<u>36</u>条(利用代金の支払い区分) (省略)</p>
<p>第<u>38</u>条(1回払い) (省略)</p>	<p>第<u>37</u>条(1回払い) (省略)</p>
<p>第<u>39</u>条(リボルビング払い) 1.(省略) 2. リボルビング払いの返済方式は、元金定額方式とし、詳細は次のとおりとします。 【元金定額方式】 会員があらかじめ指定する毎月のお支払い元金(3千円以上1千円単位でご指定いただけます。)に、手数料を加算した金額を、締切日の属する月のお支払い日以降毎月お支払いいただく方式(ただし、締切日時点での元金残高が毎月のお支払い元金に満たないときは、当該元金残高と手数料の合計額。)です。なお、毎</p>	<p>第<u>38</u>条(リボルビング払い) 1.(省略) 2.リボルビング払いの返済方式は、元金定額方式とし、詳細は次のとおりとします。 【元金定額方式】 会員があらかじめ指定する毎月のお支払い元金(3千円以上1千円単位でご指定いただけます。)に、手数料を加算した金額を、締切日の属する月のお支払い日以降毎月お支払いいただく方式(ただし、締切日時点での元金残高が毎月のお支払い元金に満たないときは、当該元金残高と手数料の合計額。)。なお、毎月の</p>

<p>月のお支払い元金の額により、リボルビング払い利用枠の額を制限させていただく場合があります。</p> <p>3.(省略)</p> <p>4. 毎月の手数料の額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払いの未決済残高(付利単位1円)に対して、別表に定める手数料率の範囲内で会社が別途会員に通知する手数料率により年365日(うるう年は366日)で日割計算した金額を1ヶ月分とし、当月の支払期日に後払いしていただきます。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。</p> <p>5.(省略)</p>	<p>お支払い元金の額により、リボルビング払い利用枠の額を制限させていただく場合があります。</p> <p>3.(省略)</p> <p>4.毎月の手数料の額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払いの未決済残高に対して、別表に定める手数料率の範囲内で会社が別途会員に通知する手数料率により年 365 日(うるう年は 366 日)で日割計算した金額を1ヶ月分とし、当月の支払い期日に後払いしていただきます。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。</p> <p>5.(省略)</p>
<p>第40条(遅延損害金)</p> <p>会員は、会社に対するカードショッピングによるカードご利用代金について支払い債務を約定どおりに履行しなかった場合、つぎの遅延損害金を会社にお支払いいただきます。</p> <p>①(省略)</p> <p>②リボルビング払いにおいて期限の利益喪失の場合は、残金額に対して、期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金</p>	<p>第 39 条(遅延損害金) 会員は、会社に対するカードショッピングによるカードご利用代金について支払い債務を約定どおりに履行しなかった場合、つぎの遅延損害金を会社にお支払いいただきます。</p> <p>①(省略)</p> <p>②リボルビング払いにおいて期限の利益喪失の場合は、残金額(リボルビング払いの場合は、経過約定手数料を含みます。)に対して、期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金</p>
<p>第41条(加盟店との紛議等)</p> <p>(省略)</p>	<p>第 40 条(加盟店との紛議等)</p> <p>(省略)</p>
<p>第42条(見本・カタログ等と現物の相違)</p> <p>(省略)</p>	<p>第 41 条(見本・カタログ等と現物の相違)</p> <p>(省略)</p>
<p>第43条(支払い停止の抗弁)</p> <p>1.~4.(省略)</p> <p>5. 第1項の定めにかかわらず、つぎのいずれかにあたるときは、会員はお支払いを停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は、<u>第41条</u>により</p>	<p>第 42 条(支払い停止の抗弁)</p> <p>1.~4.(省略)</p> <p>5.第1項の定めにかかわらず、つぎのいずれかにあたるときは、会員はお支払いを停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は、<u>第 40 条</u>により会</p>

<p>会員と加盟店との間において解決していただくものとします。</p> <p>①(省略)</p> <p>②権利を購入する場合であって、<u>当該権利が割賦販売法に規定する指定権利以外であるとき</u></p> <p>③～⑥(省略)</p> <p>6.(省略)</p>	<p>員と加盟店との間において解決していただくものとします。</p> <p>①(省略)</p> <p>②権利を購入する場合であって、<u>割賦販売法に規定する指定権利以外であるとき</u></p> <p>③～⑥(省略)</p> <p>6.(省略)</p>
<p>【別表】</p> <p>・リボルビング払い</p> <p><手数料率>実質年率<u>13.20～14.60%</u></p> <p><お支払い例></p> <p>(毎月のお支払い元金を 5,000 円に指定し、かつ実質年率 <u>14.60%</u>の場合)</p> <p>9 月 15 日に 50,000 円ご利用の場合</p> <p>◆初回(10 月 27 日)お支払い(ご利用残高 50,000 円)</p> <p>(1)お支払い元金 …5,000 円</p> <p>(2)手数料 …ありません。</p> <p>(3)弁済金 …5,000 円</p> <p>(4)お支払い後残高…50,000 円－5,000 円 =45,000 円</p> <p>◆第2回(11 月 27 日)お支払い(ご利用残高 45,000 円)</p> <p>(1)手数料(10 月 11 日から 11 月 10 日までの分。支払い日をまたぐので元本が途中で変わります)</p> <p>…50,000 円×<u>14.60%</u>×17 日÷365 日 +45,000 円×<u>14.60%</u>×14 日÷365 日 = <u>592 円</u></p> <p>(2)お支払い元金 …5,000 円</p> <p>(3)弁済金 …<u>5,592 円</u>((1)<u>592 円</u>+(2)5,000 円)</p>	<p>【別表】</p> <p>・リボルビング払い</p> <p><手数料率>実質年率<u>12.00～18.00%</u></p> <p><お支払い例></p> <p>(毎月のお支払い元金を 5,000 円に指定し、かつ実質年率 <u>15.00%</u>の場合)</p> <p>9 月 15 日に 50,000 円ご利用の場合</p> <p>◆初回(10 月 27 日)お支払い(ご利用残高 50,000 円)</p> <p>(1)お支払い元金 …5,000 円</p> <p>(2)手数料 …ありません。</p> <p>(3)弁済金 …5,000 円</p> <p>(4)お支払い後残高…50,000 円－5,000 円 =45,000 円</p> <p>◆第2回(11 月 27 日)お支払い(ご利用残高 45,000 円)</p> <p>(1)手数料(10 月 11 日から 11 月 10 日までの分。支払い日をまたぐので元本が途中で変わります)</p> <p>…50,000 円×<u>15.00%</u>×17 日÷365 日 +45,000 円×<u>15.00%</u>×14 日÷365 日 = <u>608 円</u></p> <p>(2)お支払い元金 …5,000 円</p> <p>(3)弁済金 …<u>5,608 円</u>((1)<u>608 円</u>+(2)5,000 円)</p>

<p>(4)お支払い後残高…40,000 円(45,000 円－(2)5,000 円)</p> <p>〈ご相談窓口〉</p> <p>1.(省略)</p> <p>2. カードの利用代金のお支払い、Edy に関するお問い合わせ・ご相談は、下記カードデスクまでご連絡ください。</p> <p>[カードデスク]電話番号0120-935-698 (ご利用になれない場合は、03-5645-6977)</p> <p>3. 支払い停止の抗弁に関する書面(第43条第4項)その他本規約についてのお問い合わせ・ご相談は、下記お客様ご相談室までご連絡ください。</p> <p>[カスタマーセンター]東京都千代田区神田錦町3丁目26番地 電話番号0120-365-723</p>	<p>(4)お支払い後残高…40,000 円(45,000 円－(2)5,000 円)</p> <p>〈ご相談窓口〉</p> <p>1.(省略)</p> <p>2.カードの利用代金のお支払い、Edy に関するお問い合わせ・ご相談は、下記カードデスクまでご連絡ください。</p> <p>[カードデスク] 電話番号 0120-935-698</p> <p>3.支払い停止の抗弁に関する書面(第42条第4項)その他本規約についてのお問い合わせ・ご相談は、下記お客様ご相談室までご連絡ください。</p> <p>[お客様ご相談室] 〒107-0062 東京都港区南青山一丁目1番1号 電話番号 03-3475-8666</p>
--	--

【ETCカード特約】

新	旧
<p>第1条(適用)</p> <p>この特約は、<u>ソニー銀行株式会社</u>(以下「会社」といいます。)が発行する ETC カードの利用に関して定めるもので、ETC カードを利用する会員には、この特約および会社が定めるソニーカード会員規約およびこれに付帯する特約が適用されます。</p>	<p>第1条(適用)</p> <p>この特約は、<u>株式会社ソニーファイナンスインターナショナル</u>(以下「会社」といいます。)が発行する ETC カードの利用に関して定めるもので、ETC カードを利用する会員には、この特約および会社が定めるソニーカード会員規約およびこれに付帯する特約が適用されます。</p>
<p>第7条(利用の疑義)</p> <p>会社は、ETC システムに記録された利用記録をもとに道路事業者によって作成された請求データに基づき、会員に利用代金を請求いたします。万一、請求データに疑義が生じたときは、会員と道路事業者との間で疑義を解決していただくものとし、会員は会社に対する支払い義務を免れないものとします。</p>	<p>第7条(利用の疑義)</p> <p>会社は、ETC システムに記録された利用記録をもとづき道路事業者によって作成された請求データに基づき、会員に利用代金を請求いたします。万一、請求データに疑義が生じたときは、会員と道路事業者との間で疑義を解決していただくものとし、会員は会社に対する支払い義務を免れないものとします。</p>

【ポイントシステム規定】

変更箇所および変更内容(新旧対比)

新	旧
<p>第1条(ポイントシステム)</p> <p>この規定は、<u>ソニー銀行株式会社</u>(以下「会社」といいます。)が運営するカードのポイントシステムについて定めるものです。</p>	<p>第1条(ポイントシステム)</p> <p>この規定は、<u>株式会社ソニーファイナンスインターナショナル</u>(以下「会社」といいます。)が運営するカードのポイントシステムについて定めるものです。</p>
<p>第10条(ポイントシステムの変更・終了)</p> <p>会社は、ポイントシステムによる特典サービスを予告なく変更あるいは終了することがあります。ポイントシステムの終了の場合、会社が定める期日までに景品の交換を行っていただきます。この場合、規約の第 8 条の有効期間にかかわらず、景品交換締切日をもって、ポイントは失効します。</p>	<p>第10条(ポイントシステムの変更・終了)</p> <p>会社は、ポイントシステムによる特典サービスを予告なく変更あるいは終了することがあります。ポイントシステムの終了の場合、会社が定める期日までに景品の交換を行っていただきます。この場合、規約の第 7 条の有効期間にかかわらず、景品交換締切日をもって、ポイントは失効します。</p>

【個人情報の利用等に関する同意事項】

変更箇所および変更内容(新旧対比)

新	旧
<p>第 1 条(同意)</p> <p>お客様は、<u>ソニー銀行株式会社</u>(以下「会社」といいます。)との取引に関して、第 2 条(与信取引に関する個人情報の利用)および第 3 条(個人信用情報機関の利用と登録、開示請求)並びに第 4 条(与信取引以外の個人情報の利用)の各項目に同意します。</p>	<p>第 1 条(同意)</p> <p>お客様は、<u>株式会社ソニーファイナンスインターナショナル</u>(以下「会社」といいます。)との取引に関して、第 2 条(与信取引に関する個人情報の利用)および第 3 条(個人信用情報機関の利用と登録、開示請求)並びに第 4 条(与信取引以外の個人情報の利用)の各項目に同意します。</p>
<p>第 2 条(与信取引に関する個人情報の利用)</p> <p>1. 収集・利用目的</p> <p>会社は、『会社のカード会員規約にもとづく取引(お客様からの入会申込みを含みます。)を含む会社との取引の与信判断および与信後の管理』並びに『お客様がご本人であることの確認』のため、つぎに定めるお客様の個人情報を収集し、利用いたします。なお、『ご本人であることの確認』には、お客様の勤務先への在籍のご確認並びに公簿(住民票など)による確認のほか、お客様から提示もしくは提出された公的・私的証明書類による確認があります。</p> <p>①お客様から提出された入会申込書に記入(インターネットの Web 上に設けた会社のサイトにおいてお客様が行った入力を含みます。)および契約後に変更届等によりご通知いただいた氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話を含みます。)、電子メールアドレス、家族構成、住居状況、勤務先情報、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報</p> <p>②~③(省略)</p> <p>④カード契約に関してお客様から申告された資産、負債、収入、支出の状況並びに会社が第 3 条に定める個人信用情報機関から収集したク</p>	<p>第 2 条(与信取引に関する個人情報の利用)</p> <p>1. 収集・利用目的</p> <p>会社は、『会社のカード会員規約にもとづく取引(お客様からの入会申込みを含みます。)を含む会社との取引の与信判断および与信後の管理』並びに『お客様がご本人であることの確認』のため、つぎに定めるお客様の個人情報を収集し、利用いたします。なお、『ご本人であることの確認』には、お客様の勤務先への在籍のご確認並びに公簿(住民票など)による確認のほか、お客様から提示もしくは提出された公的・私的証明書類による確認があります。</p> <p>①お客様から提出された入会申込書に記入(インターネットの Web 上に設けた会社のサイトにおいてお客様が行った入力を含みます。)および契約後に変更届等によりご通知いただいた氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯を含みます。)、電子メールアドレス、家族構成、住居状況、勤務先情報、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報</p> <p>②~③(省略)</p> <p>④カード契約に関してお客様から申告された資産、負債、収入、支出の状況並びに会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況</p>

<p>レジット利用履歴および過去の債務の返済状況</p> <p>⑤(省略)</p>	<p>⑤(省略)</p>
<p>2. 連絡先情報の利用</p> <p>会社は、お客様から収集したまたは第三者から適正に提供されたお客様の連絡先(自宅住所・電話、勤務先住所・電話、携帯電話、電子メールアドレス、帰省先住所・電話)に、カードの利用確認およびカード利用代金のお支払いについてのご案内を含む事務連絡を、郵便、宅配便、電話、ファクシミリ、電子メール等の方法で行います。</p>	<p>2.連絡先情報の利用</p> <p>会社は、お客様から収集したまたは第三者から適正に提供されたお客様の連絡先(自宅住所・電話、勤務先住所・電話、携帯電話、電子メールアドレス、帰省先住所・電話)に、カードの利用確認およびカード利用代金のお支払いについてのご案内(キャッシングのご利用可能なカードである場合には、キャッシングのご請求案内については正当な理由がある場合を除いて、ご自宅に行います。)を含む事務連絡を、郵便、宅配便、電話、ファクシミリ、電子メール等の方法で行います。</p>
<p>旧 3.(削除)</p>	<p>3.提携カード会社との相互提供</p> <p>お客様にお貸しするカードが提携カード会社(入会申込書に記載。以下同じ)との提携により発行するカードである場合、会社および提携カード会社は、カードの管理のために必要な範囲で、入会申込を承認した事実および退会、会員資格取消し、利用停止、カード回収、氏名・住所の変更等の情報を、お客様の氏名・カード番号とともに、相互に提供し、利用いたします。</p>
<p>第3条(個人情報情報機関の利用と登録、開示請求)</p> <p>1. 会社は、会社が加盟する個人情報情報機関<注1>および当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、お客様の個人情報<注2>が登録されている場合、お客様の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、それらを利用いたします(個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は本条末尾に記載のとおりです。)</p>	<p>第3条(個人情報情報機関の利用と登録、開示請求)</p> <p>1.会社は、会社が加盟する個人情報情報機関<注 1>および当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、お客様の個人情報<注 2>が登録されている場合、また、お客様の配偶者(配偶者合算貸付契約を締結している配偶者に限る。)の個人情報<注 2>が登録されている場合には、当該配偶者の個人情報を含め、お客様の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、それらを利用いたします(個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は本条</p>

<p>2. <u>カード契約に係るお客様の個人情報および客観的な取引事実</u>が、会社の加盟する個人信用情報機関に登録され、当該機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、お客様の支払能力・返済能力の調査の目的に限り利用されます(登録される内容および期間は、本条末尾に記載のとおりです。)</p>	<p>末尾に記載のとおりです。)</p> <p>2. <u>カード契約に係る客観的な取引事実にもとづくお客様の個人情報</u>は、会社の加盟する個人信用情報機関に登録され、当該機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、お客様の支払能力・返済能力の調査の目的に限り利用されます(登録される内容および期間は、本条末尾に記載のとおりです。)</p>
<p>3. お客様は、個人信用情報機関に対し、「個人情報の保護に関する法律」に定めるところにより、各機関が定める手続きおよび方法によって、自己に関する個人情報の開示請求を行うことができます。また、登録されているお客様の個人情報に誤りがある場合には、当該情報が登録された個人信用情報機関に対して、訂正・削除の請求を行うことができます。</p> <p>〈注1〉「個人信用情報機関」とは、個人の支払能力に関する情報の収集および同機関に加盟する会員に対する当該情報の提供を業とする者をいいます。</p> <p>〈注2〉この「個人情報」には、会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関が提携する個人信用情報機関の各加盟会員によって各機関に登録される情報、本人申告情報、電話帳記載の情報など公表された情報で各機関が独自に収集・登録する情報が含まれます。</p>	<p>3. お客様は、個人信用情報機関に対し、「個人情報の保護に関する法律」に定めるところにより、各機関が定める手続きおよび方法によって、自己に関する個人情報の開示請求を行うことができます。また、登録されているお客様の個人情報に誤りがある場合には、当該情報が登録された個人信用情報機関に対して、訂正・削除の請求を行うことができます。</p> <p>〈注 1〉「個人信用情報機関」とは、個人の支払能力に関する情報の収集および同機関に加盟する会員に対する当該情報の提供を業とする者をいいます。</p> <p>〈注 2〉この「個人情報」には、会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関が提携する個人信用情報機関の各加盟会員によって各機関に登録される情報、<u>貸金業協会から登録を依頼された情報</u>、<u>本人・近親者申告情報</u>、電話帳記載の情報など公表された情報で各機関が独自に収集・登録する情報が含まれます。</p>
<p>【個人信用情報機関の表示】</p> <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は各機関のホームページに掲載されています。なお、カード契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、当該加盟した個人信用情報機関を利用または当該個人信用情報機関にお客様の個人情報を登録する場合は、別途書面等により通知し、同意を得るも</p>	<p>【個人信用情報機関の表示】</p> <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は各機関のホームページに掲載されています。なお、カード契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、当該加盟した個人信用情報機関を利用または当該個人信用情報機関にお客様の個人情報を登録する場合は、別途書面等により通知し、同意を得るも</p>

<p>のとします。</p> <p>1. 会社が加盟する個人信用情報機関</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階</p> <p>お問い合わせ先 0120-810-414 / ホームページアドレス www.cic.co.jp</p> <p>※主に割賦販売等のクレジット事業、リース事業、保証事業や貸金業務等の与信業務を営む企業を加盟会員とする個人信用情報機関です。</p> <p>(登録情報)氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。契約の種類、契約日、極度額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、延滞等支払い状況に関する情報、等。支払停止の抗弁の申立ての事実</p> <p>●株式会社日本信用情報機構</p> <p>〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 神田進興ビル</p> <p>お問い合わせ先 0120-441-481 / ホームページアドレス www.jicc.co.jp</p> <p>※主に貸金業、割賦販売等のクレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業の与信事業を含む企業を会員とする個人信用情報機関です。</p> <p>(登録情報)</p> <p>本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名およびその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定</p>	<p>のとします。</p> <p>1.会社が加盟する個人信用情報機関</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階</p> <p>フリーダイヤル 0120-810-414 / ホームページアドレス www.cic.co.jp</p> <p>※主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を加盟会員とする個人信用情報機関です。</p> <p>(登録情報)氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約金額、貸付額、商品の名称・数量、支払回数、利用残高、年間請求予定額、月々の支払状況等、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、支払停止の抗弁の申立ての事実</p> <p>●株式会社日本信用情報機構</p> <p>〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 神田進興ビル</p> <p>フリーダイヤル 0120-441-481 / ホームページアドレス www.jicc.co.jp</p> <p>※主にクレジット事業、リース事業、保証事業、貸金業等の与信事業を含む企業を会員とする個人信用情報機関です。</p> <p>(登録情報)</p> <p>本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名およびその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等)、および取引事実に関する</p>
---	--

<p>額、完済日、延滞等)、および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡、支払停止の抗弁の申立ての事実等)</p>	<p>る情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡、支払停止の抗弁の申立ての事実等)</p>
<p>2. 株式会社シー・アイ・シーと提携する個人情報機関</p> <p>●全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 銀行会館 お問い合わせ先 03-3214-5020 / ホームページアドレス www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html ※主に金融機関を加盟会員とする個人情報機関です。</p> <p>●株式会社日本信用情報機構 〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 神田進興ビル お問い合わせ先 0120-441-481 / ホームページアドレス www.jicc.co.jp</p>	<p>2. 株式会社シー・アイ・シーと提携する個人情報機関</p> <p>●全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 銀行会館 フリーダイヤル 0120-122-878 / ホームページアドレス www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html ※主に金融機関を加盟会員とする個人情報機関です。</p> <p>●株式会社日本信用情報機構 〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 神田進興ビル フリーダイヤル 0120-441-481 / ホームページアドレス www.jicc.co.jp</p>
<p>3. 株式会社日本信用情報機構と提携する個人情報機関</p> <p>●全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 銀行会館 お問い合わせ先 03-3214-5020 / ホームページアドレス www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 お問い合わせ先 0120-810-414 / ホームページアドレス www.cic.co.jp</p> <p>【個人情報機関への登録内容・登録期間】</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー</p> <p>① 申込の事実: 会社が加盟する個人情報機関に照会した日から6ヶ月間</p> <p>② 客観的な取引事実: 契約期間中および契約終了後5年以内(ただし、支払停止の抗弁の申</p>	<p>3. 株式会社日本信用情報機構と提携する個人情報機関</p> <p>●全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 銀行会館 フリーダイヤル 0120-122-878 / ホームページアドレス www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 フリーダイヤル 0120-810-414 / ホームページアドレス www.cic.co.jp</p> <p>【個人情報機関への登録内容・登録期間】</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー</p> <p>① 申込の事実: 会社が加盟する個人情報機関に照会した日から6ヶ月間</p> <p>② 客観的な取引事実: 契約期間中および契約</p>

<p>立ての事実については当該事由の調査期間中)</p> <p>③債務の支払いを延滞した事実: 契約期間中および契約終了日から5年間</p> <p>●株式会社日本信用情報機構</p> <p>①本人を特定するための情報: 次の②から④のいずれかが登録されている期間</p> <p>②契約内容に関する情報のうち申込内容に関する情報: 当該申込日から6ヶ月を超えない期間</p> <p>③契約内容および返済状況に関する情報: 契約継続中および完済日から5年を超えない期間(ただし、<u>延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実については当該事実の発生日から1年を超えない期間</u>)</p> <p>④取引事実に関する情報: 当該事実の発生日から5年を超えない期間(ただし、<u>債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間、支払停止の抗弁の申立ての事実については当該事由の調査期間中</u>)</p>	<p>終了後5年以内(ただし、支払停止の抗弁の申立ての事実については当該事由の調査期間中)</p> <p>③債務の支払いを延滞した事実: 契約期間中および契約終了日から5年間</p> <p>●株式会社日本信用情報機構</p> <p>①本人を特定するための情報: 次の②から④のいずれかが登録されている期間</p> <p>②契約内容に関する情報のうち申込内容に関する情報: 当該申込日から6ヶ月を超えない期間</p> <p>③契約内容および返済状況に関する情報: 契約継続中および完済日から5年を超えない期間</p> <p>④取引事実に関する情報: 当該事実の発生日から5年を超えない期間(ただし、<u>延滞情報については延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間、支払停止の抗弁の申立ての事実については当該事由の調査期間中</u>)</p>
<p>第4条(与信取引以外の個人情報の利用)</p> <p>1. サービス目的での利用</p> <p>会社は、お客様の個人情報(第2条第1項第1号および第2号の情報)をつぎの目的(以下「サービス目的」といいます。)で利用させていただきます。また、お客さまご本人にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。ただし、<u>お客さまの個人情報のサービス目的での利用について、お客さまより利用中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止します。</u>なお、会社</p>	<p>第4条(与信取引以外の個人情報の利用)</p> <p>1. サービス目的での利用</p> <p>会社は、<u>第2条第3条記載の収集・利用目的のほか、お客様の個人情報(第2条第1項第①号第②号の情報)をつぎの目的(以下「サービス目的」といいます。)で利用させていただきます。</u>ただし、<u>お客さまは、いつでも会社に対しサービス目的での利用の中止をご請求いただくことができます。</u>なお、会社はお客様の個人情報を利用して会社の事業に関する統計資料等を作成しますが、作成された統計資料にはお客様個人を特定する情報は含まれません。</p> <p>①会社の事業(本条末尾に記載の会社のホームページに掲載。)において取扱う商品(キャツ</p>

<p>はお客様の個人情報を利用して会社の事業に関する統計資料等を作成しますが、作成された統計資料にはお客様個人を特定する情報は含まれません。</p> <p>①会社の事業(本条末尾に記載の会社のホームページに掲載。)において取扱う商品やサービス・キャンペーン等に関する情報のご提供、各商品やサービスを利用したエンタテインメントのご紹介・ご提案、その他これらに関連するお知らせ</p> <p>②~④(省略)</p>	<p><u>シングを含みます</u>)やサービス・キャンペーン等に関する情報のご提供、各商品やサービスを利用したエンタテインメントのご紹介・ご提案、その他これらに関連するお知らせ</p> <p>②~④(省略)</p>
<p>2. ソニーグループへの提供</p> <p>①会社は、お客様から収集した第2条第1項第1号および第2号の個人情報をソニーグループ会社(ソニー株式会社およびソニー株式会社の連結対象子会社および持分法適用会社をいいます。以下同じ。)に提供する場合があります、ソニーグループ会社は、<u>前項</u>に定めるサービス目的に利用する場合(この場合、<u>前項</u>の「会社」を「ソニーグループ会社」に読替えるものとします。)があります。ただし、お客様は、いつでも会社に対し提供の中止並びに当該提供先に対し利用の中止をご請求いただくことができます。</p> <p>(会社がお客様の個人情報を提供するソニーグループ会社の名称並びに各社のホームページアドレスは、本条末尾に記載の会社のホームページに掲載のとおりです。なお各社の事業内容および個人情報の利用期間は、各社のホームページをご覧ください。)</p> <p>②~③(省略)</p> <p>【会社のホームページアドレス】</p> <p>http://www.sonycard.jp/</p>	<p>2.ソニーグループへの提供</p> <p>①会社は、お客様から収集した第2条第1項第①号第②号の個人情報をソニーグループ会社(ソニー株式会社およびソニー株式会社の連結対象子会社および持分法適用会社をいいます。以下同じ。)に提供する場合があります、ソニーグループ会社は、<u>前条</u>に定めるサービス目的に利用する場合(この場合、<u>本条第1項</u>の「会社」を「ソニーグループ会社」に読替えるものとします。)があります。ただし、お客様は、いつでも会社に対し提供の中止並びに当該提供先に対し利用の中止をご請求いただくことができます。</p> <p>(会社がお客様の個人情報を提供するソニーグループ会社の名称並びに各社のホームページアドレスは、本条末尾に記載の会社のホームページに掲載のとおりです。なお各社の事業内容および個人情報の利用期間は、各社のホームページをご覧ください。)</p> <p>②~③(省略)</p> <p>【会社のホームページアドレス】</p> <p>http://www.sonyfinance.co.jp/</p>
<p>第6条(ご同意いただけない場合等)</p> <p>1. お客様がカード契約の必要な記載事項(第2条第1項第1号に記載事項)の記載を希望し</p>	<p>第6条(ご同意いただけない場合等)</p> <p>1.お客様がカード契約の必要な記載事項(入会申込書表面でお客様が記載すべき事項)の記</p>

<p>ない場合ならびに本同意事項の全部または一部を承認しない場合には、会社はカード契約のお申込みをお断りする場合があります。ただし、第 4 条にご同意いただけない場合でも、これを理由としてこの契約のお申込みをお断りすることはありませんが、この場合は、利用、提供の中止のご請求をお願いいたします。また、第 2 条についての利用中止、第 3 条についての提供、利用中止のお申出は原則としてお受けできません。</p> <p>2. カード契約が不成立の場合でも、この申込みをした事実は、<u>第 2 条および第 3 条第 1 項および第 2 項</u>にもとづき、契約不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p>	<p>載を希望しない場合ならびに本同意事項の全部または一部を承認しない場合には、会社はカード契約のお申込みをお断りする場合があります。ただし、第 4 条にご同意いただけない場合でも、これを理由としてこの契約のお申込みをお断りすることはありませんが、この場合は、利用、提供の中止のご請求をお願いいたします。また、第 2 条についての利用中止、第 3 条についての提供、利用中止のお申出は原則としてお受けできません。</p> <p>2. カード契約が不成立の場合でも、この申込みをした事実は、<u>第 2 条および第 3 条第 1 項第 2 項</u>にもとづき、契約不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p>
<p>第 7 条(業務委託先への預託) 会社は、<u>カード契約にもとづく業務(例えば、クレジットカードの発送に関わる業務、代金決済事務に関わる業務)</u>およびサービス目的に関する業務(<u>例えば、ダイレクトメールの発送に関わる業務</u>)を他の事業者に委託して実施するため、当該委託先にお客様の個人情報を預託する場合があります。この場合、会社は当該委託先との間に個人情報保護に関する契約を締結するなどの保護措置を講じます。</p>	<p>第 7 条(業務委託先への預託) 会社は、<u>カード契約にもとづく業務およびサービス目的に関する業務</u>を他の事業者に委託して実施するため、当該委託先にお客様の個人情報を預託する場合があります。この場合、会社は当該委託先との間に個人情報保護に関する契約を締結するなどの保護措置を講じます。</p>
<p>個人情報の利用中止・提供中止・開示・訂正・削除等のお申出、お問い合わせは、<u>下記カードデスク</u>までご連絡ください。 <u>ソニー銀行株式会社</u> <u>カードデスク 0120-935-698 (ご利用になれない場合は、03-5645-6977)</u></p>	<p>個人情報の利用・提供中止・開示・訂正・削除等のお申出、お問い合わせは、<u>下記お客様ご相談室</u>までご連絡ください。 <u>株式会社ソニーファイナンスインターナショナル</u> <u>[お客様ご相談室]</u> <u>〒107-0062 東京都港区南青山一丁目 1 番 1 号</u> <u>電話番号 03-3475-8666</u></p>